

## 山梨県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、携帯電話等エリア整備事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる携帯電話等エリア整備事業は、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るための施設及び設備の設置の事業であって、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成17年11月256日付け総基移第380号）第3条第2号アに規定する携帯電話等エリア整備事業（ただし、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、市町村が行うものに限る。）をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、当該事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）とする。

### (交付額)

第5条 知事は、市町村が行う事業の場合、補助対象経費の10分の7（世帯数が100未満の場合は5分の4。）に相当する額を予算の範囲内において補助事業者に補助する。  
2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### (交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。  
2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、交付申請取下げ届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を除く。)しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、軽微な変更とは、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更をいう。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(第6号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第8号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに県の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第9号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第

3項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第17条 この補助金の交付にあたっては、第8条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと（別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、知事が別に定める基準に該当する場合は、第11号様式による届出書の提出をもって知事の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

2 補助事業者が取得した土地については、前項による取得財産の処分によるほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(書類の提出)

第19条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本3通を添えて、知事に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

別表

事業の区分	経費区分	内 容
携帯電話等エリア整備事業	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設 (知事が別に定める施設・設備) の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。) イ 附帯工事費

## 山梨県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱に係る補足事項

### 1 交付対象施設等について

(1) 交付要綱別表の附帯施設（知事が別に定める施設・設備）は次のとおりとする。

- ① 電柱
- ② 接地線
- ③ 屋外照明施設
- ④ マンホール
- ⑤ 空調設備
- ⑥ 監視設備
- ⑦ 航空標識灯設備
- ⑧ 消化設備
- ⑨ 水道施設
- ⑩ 貯水タンク
- ⑪ ろか器
- ⑫ 洗面・手洗施設
- ⑬ 仮眠施設
- ⑭ 修理工具
- ⑮ 混信対策防止装置
- ⑯ ①から⑮までに掲げるものに類する施設・設備

(2) 交付要綱別表の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

### 2 交付要綱第18条で定める「知事が別に定める基準」は次のとおりとする。

(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。

(2) 以下の要件を満たす財産処分である場合。

- ① 補助事業完了後10年を越える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人

(NPO) 拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

② 補助事業者と同一の市町村（県を含む。）又はその連携主体への無償による転用であること。

(3) (2) 以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ地域住民の利便の向上に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合。

① 携帯電話等エリア整備事業により取得した資産（以下「エリア整備事業」という。）により無線通信サービスを行っている電気通信事業者が対象地域の加入者の増加等に応じるための設備を増設する場合

② エリア整備事業により無線通信サービスを行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信サービスを提供するための設備を追加する場合

③ エリア整備事業により無線通信サービスを行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信サービスを提供するための設備を設置する場合

④ 地方自治体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合